

四日市市告示第 161 号

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

四日市市長 森 智広

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱（平成 25 年四日市市告示第 145 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第 11 条 ネットワーク会議の庶務にあたってはこども未来部こども家庭課及び<u>市民生活部</u>男女共同参画課男女共同参画センターが相互に協力し、情報の提供、協議等については真摯に対応するものとする。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第 11 条 ネットワーク会議の庶務にあたってはこども未来部こども家庭課及び<u>市民文化部</u>男女共同参画課男女共同参画センターが相互に協力し、情報の提供、協議等については真摯に対応するものとする。</p>

改正後	
別表第 1（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）	
関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
(略)	
児童等福祉・教育機関	(略)
	<u>四日市市市民生活部</u>
	<u>四日市市健康福祉部</u>
	児童養護施設
	(略)

改正前

別表第1（第3条、第5条、第6条関係）

関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
(略)	
児童等福祉・教育機関	(略)
	<u>四日市市市民文化部</u>
	児童養護施設
	(略)

改正後

別表第2（第3条、第5条、第7条関係）

関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
警察・司法関係	<u>四日市南警察署</u>
	<u>四日市北警察署</u>
	<u>四日市西警察署</u>
(略)	
児童等福祉・教育機関	(略)
	<u>四日市市市民生活部</u>
	<u>四日市市健康福祉部</u>
	児童養護施設
	(略)

改正前

別表第2（第3条、第5条、第7条関係）

関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
警察・司法関係	<u>北勢少年サポートセンター</u>
(略)	
児童等福祉・教育機関	(略)
	<u>四日市市市民文化部</u>

児童養護施設
(略)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(こども未来部こども家庭課)

